

20/12/4 (金) オンラインセミナー 日本は本当に自由な国なのか？

～国連自由権規約委員会に NGO 共同レポートを提出～ 文字起こし

主催：表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合

<https://youtu.be/k-FiIKHA02M>

米田：皆様、本日はご視聴いただきましてどうもありがとうございます。

司会を務めます、表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合の米田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

今日から 12 月 10 日まで人権週間ということなのですが、人権週間初日にこのセミナーが開けますことを大変光栄に思っております。

私達表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合は、日本の表現の自由の実態に危機感を抱く市民団体 23 団体によって構成され、今年 9 月 30 日に国連による日本の人権状況の審査に向けて協働の報告書を提出いたしました。

これを記念しまして 2 回にわたる連続セミナーを開催する運びとなりました。

本日の第 1 回のセミナーでは、皆様に報告書を提出したことをご報告するとともに、国際基準から見た日本の表現の自由の現状、国連からの勧告をてこに、この状況を改善していく取り組みについて広く関心を持っていただきたいと考えております。

第 2 回目のセミナーにつきましては本日のセミナーの最後にご案内させていただきます。

本日の流れをご説明させていただきます。

まず共謀罪対策弁護士団、秘密保護法対策弁護士団の海渡雄一弁護士から開会のご挨拶として共同報告書提出についてご報告いただきます。

そして英国エセックス大学人権センターフェロー、藤田早苗さんから国連に報告書を提出することの意義についてお話させていただきます。

私達の報告書では、表現の自由を脅かす事例を多数取り上げましたが、その中から特に二つの事例の当事者にご登壇いただきます。

東京新聞の望月衣塑子さんが官邸報道室からハラスメントと受けられたことはご存知の方が多いかと思いますが、望月さんよりご自身のご体験と国連から取り上げられて感じられたことをお話いただきます。

最後に大垣市民監視違憲訴訟の原告の近藤ゆり子さんから、市民団体を担うお立場からの閉会のご挨拶をいただき結びとしたいと思います。

では、海渡先生、お願いいたします。

海渡：皆さんこんにちは。この NGO 連合として今ここに手元に持っておりますが、2 つのレポートをこういう形で出しております。第 1 部が表現の自由、報道の自由、集会の自由及び知る権利に関するレポート。

二つ目のレポートが共謀罪と秘密保護法のレポートで、A4 版にしていきたい 50 ページぐらい両方足すとですね。そういうレポートなんですけれども、日本語と英語と

両方あのホームページで公開していますんで、ぜひとも読んでくださいね。とそれが今日の一番言いたかったことかもしれません。

で、最初にその国連、そして人権規約委員会とか国連の人権理事会なんていうのも時々聞きますが、そういうところに日本のことを報告して、一体どういう意味があるんだろうか、それが本当に何か日本の人権状況改善していくのに役立っているんだろうかということをやっと最初にお話してみたいと思います。

例えばですね、一番よく知られているので言うと、婚外子、非嫡出子と呼ばれてる人たちの相続分の問題について、2013年9月4日に最高裁の大法廷で違憲判決というのが出ました。

もうこれは本当に長年にわたってですね、自由権規約委員会それ以外の委員会からも言われてたと思いますが、何度も何度もですねこの部分の差別は改善するべきだということの勧告が1990年代から継続的に出ていました。それが最終的に日本の最高裁を動かして違憲判決を勝ち取ることができて、現実には法制度が改正されたやっぱりこれは国際人権の活動が実ったんだというふうに私は思います。

もう一つ、ちょっと古い話になるかもしれませんが私が一生懸命に取り組んできた監獄法改正の問題があります。監獄法改正の問題もあまりよく知られていないと思いますが、1990年代に革手錠といった拷問道具のような道具で非常にひどい人権侵害があり、そのことを我々人権団体や日弁連などが取り上げて国連で審査されて、拷問道具にも使われるような危険な拘束具の乱用ということが勧告されていたんですね。

そういう状況の中で名古屋刑務所事件が起きてその事がきっかけになって全面的な監獄法の改正、その中で第三者的な独立の監視機関としての刑事施設視察委員といったものが作られていった。

これも国際人権の活動抜きにはこういう法改正はありえなかったんじゃないかというふうに私は思っております。

えてして、国際人権と言うと、慰安婦問題であるとか、死刑問題とか、もう膠着状態にあってですね、長年見動き取れないというそういう印象が日本のマスメディアの上なんかが多いのかもしれないけれども。

あのように少しずつではあってもですね改善がされてきた分野というのはあるわけです。

最近で言うとしてですね、最近非常に活躍が目指すのは国連の人権理事会に設けられている恣意的拘禁ワーキングという組織、この組織は条約機関ではないんですけども、個人の訴えを受けてですね、具体的な勧告を出すということをやかなり積極的にやってくれるようになっていきます。

入管収容の問題であるとか、精神病院の問題であるとか最近ではカルロスゴーン事件についてのですね、刑事に関する日本の刑事手法に関するかなり包括的な批判を含んだ勧告が出されました。

いくつかの人権団体がこの申し立てを一生懸命やってきていたんですけども、それが集中的に最近出てきているのではないかなというふうに思いますそういう意味で

は国際人権法に基づく活動というのは、なかなか社会の表面から見ると大きな動きのようには見えないかもしれませんが、そこを少しずつ成果を上げて日本の社会を深いところで変えていく。そういう手段になってきているのではないかなというふうに思います。

今日の取り上げるテーマはジャーナリストに対する表現の自由の抑圧ということなんですが、今日のレポートのこの第一部の方このレポートはちょっとテーマだけ言いますと、表現の自由に対する危機が高まっていること。沖縄アイヌの人々に関わる表現の自由の侵害、市民社会、市民社会スペースに関わる政治活動が制約されている、これは国際交流の NGO などに関わるような活動についての制約について述べているものです。

あと放送の自由に関する状況、放送法の 4 条の番組編集準則について、そして政府にとって都合の悪いジャーナリストへのハラスメント。実は今日はここを取り上げるわけですが、締約国におけるモザンビーク共和国における知る権利の侵害について。このモザンビークのことなんかもレポートを読んでいただくと非常に深刻な問題があって、そしてそれがでも国際社会で取り上げて、最終的に日本の NGO などが訴えていたようにこの計画が最終的に中止されるというような経過になったことがこのレポートではわかります。政府にとって都合の悪いジャーナリストナンバーワンが望月衣塑子さんかもしれませんが、そうってます。

望月さんだけではなくて、沖縄におけるジャーナリストへの迫害、元朝日新聞社記者の植村隆さんのことであるとかジャーナリストである常岡さんと安田さんに対する旅券返納や、旅券発給拒否の問題とかそういう問題をこのレポートの中では取り上げております。

一つだけ最後に、日本のことではないんですけども最近オーストラリアで起きているこの国際人権紛争ということのお話を少ししてみたいというふうに思います。

これはですね紹介しているのは NHK の放送文化研究所というところが出している。放送研究と調査という雑誌の今年の 10 月号に佐々木英基さんという方が、NHK の方ですけどもレポートをまとめられていて知る権利と国家安全保障の相克というそういうテーマで報告がされております。

これをですね 2019 年の 6 月にアメリカの公共放送 ABC に対してオーストラリアの連邦警察が捜索を終了するという大事件が起きたんですね。

なんかオーストラリアのこの ABC がですね、オーストラリア軍におけるアフガニスタンにおけるですね、軍事紛争ではなくて市民を殺害していたと。普通の市民の軍隊が殺害していたという驚くべき事実が政府機関の中の内部告発者による告発によって、国営放送というのは公共放送ですね、公共放送の電波に乗った。そして連邦警察による捜索補修がされたと。実はこの件は、その後内部告発が特定されてしまってその方自身の裁判も今行われているようですし、もう一つ驚くべきことは問題となっているこのオーストラリア軍によるアフガニスタンの市民の殺害これはまさに人道に対する罪に当たるんですけども、その件が立件されてですね、裁判に発展していっ

てると。こういう非常に大きな事件なんですけど、この細かいことを今日紹介することはできませんけれども、一つ重要なことはジャーナリズムに対して捜索押収がされました。

しかしジャーナリストが特定されてですねその人が刑事起訴を受けるということは、避けられているんですね。

ジャーナリストに対する弾圧が始まろうとしたけれどもそれを食い止めたそこにはですね、オーストラリアにもきっとその保守的なジャーナリズムもあれば、リベラルなジャーナリズムもあるんじゃないかと思うんですが、あらゆるジャーナリズムの組織が打って一丸となって知る権利連合というのを作ってですね、この政府の操作公衆に対して強く批判をした。

そのことが国会などでも取り上げられてオーストラリアにおける秘密保護法制に大きな問題があるんじゃないかとそういう問題にまで発展していて、まだ法律改正にまだ至ってないようですけども、こういう問題提供することに成功したというふうにこの NHK の放送文化研究と調査は報告されております。今日の話は望月さんという本当に。

今の日本のジャーナリストの中でも本当に果敢に頑張っている彼女が、政府にこれだけひどい目に遭わされてる中で国際機関からの支援も受けてどのように頑張ったかその話を中心にですね、国際人権法というのが日本の人権状況を改善していくのに本当に役立つのかどうか。

という観点から話をしてみたいと思います。ぜひ、もう一度お願いですけども、我々のホームページ行っていただければこの 2 つのレポート簡単にダウンロードして日本語と英文と両方出ておりますので見ていただければ嬉しく思います。

以上です。

米田：海渡先生どうもありがとうございました。

次にイギリスエセックス大学人権センターフェローの藤田早苗さんにご登壇いただきます。

藤田さんは 2013 年臨時国会に提出された特定秘密保護法をいち早く英訳し、国連人権機関に危険性を訴えられました。

望月さんのケースについても藤田さんから国連特別報告者に報告されています。

国連の自由権規約委員会として共同報告書を提出する意義、そして国連から勧告を得ることの意義についてお話いただきます。

藤田さんお願いいたします。

藤田早苗：はい、皆さんこんばんは。藤田と申します。

実はあのイギリスから 2 週間ちょっと前に日本に帰ってきてまして、今日本で参加させていただいてます。

では早速ですけどパワポで今日のお話を共有してお話したいと思います。

共有になってますかね。

はい。このセミナーのお話を仰せつかりましてですね、ちょっと堅苦しいテーマなんですけど国際人権法制度なんかちょっと付けてますけどこれを話し、今お話させていただく。ちょっとね大学の講義みたいに退屈なところあるかもしれないですけど、やはり知っていただかないと進まないと思うので。今日は市民団体の方もたくさん聞いておられると思うんで、ちょっとこんなもんかっていうのを知っていただければと思います。最初ですね国際人権法ってのはどういうもんだと、国連人権機関って何だっということですね。

私の恩師との経験を話したいと思います。これはですね 2009 年 1 月に東京に来てくれた私の恩師ポールハント教授とヒューマンライツナウの企画で話したときですね。

彼はですね健康への権利に関する特別報告者を務め、またその前の社会権規約委員会の委員も務めました。

その会場でですね、質疑応答のときにですね、ある方が真っ先に手を挙げて今日はハント先生と藤田さんにお礼を言いに来たんだと言いました。

見たことあるこの人、そうだと思ったんですけど嘗て 2001 年に日本が社会権規約というですね、今日は自由権規約ですけれどももう一つのね大事な規約、社会権規約は日本の調査の報告書のときにですね、その準備でジュネーブに来られたんですね。

私は先生の側に居てですね、藤田さんちょっと私たちのためにですね通訳してくれと言われてですね、それでハント先生からこの市民団体としてどういう準備をすれば報告書審査が準備できるかっていうことで通訳する機会があったんです。

その後ですね。もちろんお礼の手紙とかいただいたんですけど、それからもう 8 年経ってですね、彼がこの会場に現れてこう言ったんですね。

あのときのアドバイスを聞いてこの規約は使えると思ったんだと。彼らはですね職場での思想に基づいて就職差別や職場での差別を受けてたわけです。

それで国内裁判を闘ってたんですけど、これはもう確実に社会権規約違反だということで裁判でその規約を引用をして闘って、そして裁判を和解に持ち込んだ。

それは本当にあのときにいただいたアドバイスのおかげだということで、お礼を言いに来たって言ってくれたんですね。ということはですよ、皆さんの国内で活動されている様々な問題に今日ねお話する、さっきの海渡先生もお話されてましたけど、国際人権法とかね国際人権基準っていうのを取り入れて、闘っていくことはすごく有益なことだということが言えると思うんです。

今日はその話は具体的にできませんけど、使えるツールだということを次回のこのセミナー第 2 弾でまたもっとお話する機会があるかなと思います。ということでその前振りですね。今日は基本的な総論お話させていただいて最後にちょっとメディアに関して報道の自由についてですね、イギリスの例を取り上げながら、勧告に基づいた話をちょっとしたいと思います。

まずですね、人権とはなんぞやと思うんでこれ大前提でね、すごく大事なことですけ

ど、これ、国連人権高等弁務官事務所のあのサイトに載っている定義です。

「生まれてきた人間全てに対し、その人が能力を発揮できるように政府は助ける義務がある」っていうことですよ。

日本の方はねたくさん私の講演会の方でされていたりとかですね、あの授業で話するとですね、この政府に義務があるっていうことが初めて聞いたみたいな人結構いるんですね。なんでかという日本はどうもですね、あなたが親切にすることで人権実現します。思いやりアプローチってのがすごく強調されてると思うんです。

だけど例えばですよ、この人権教育とかいう名前である学校で教えて先生がこう言ったそうです。

目の見えない人がですね車の通りが多いところで通れなくて困ってる、じゃどうするんですか、手を引いて渡らせてあげましょうね、これが人権ですよといったことを至るところで聞きますよね。

でも、さっきがいった人権高等弁務官事務所にはね、国家が義務の主体だっていうのを見ると、これではだめだということがわかります。

具体的には例えばですねインフラをつけなさいよというような、そういうことをやらなきゃいけないわけですね。

けども日本ではどうもこれあなたの思いやりばかりがこう強調されている節があります。これが人権というふうに思っている人が非常に多い。政府だってわかってないです。政府の広報でこう言いました。

「子どもの貧困は非常に大事な人権問題ですけど、それをあなたにできる支援があります」ね。

一般の人に丸投げしてる感がありますよね。政府の義務どこへいったんだね。菅さんがですよ首相になって直ぐにこう言ったそうですよ。

自助。自分で頑張れ。その後コミュニティが助けて、それが駄目なら最後に国が助けるみたいなこと言ったそうじゃないですか。

これはね全く反対、逆ですよ。ホームレス支援で非常にたくさんの方を自立させてこられた奥田さんはこう言ってますよね。

自助を大切にするためには、共助、公助が並行して存在しないと駄目なんだと、自己責任論それは助けない言い訳にすぎないとおっしゃってるんです。これは本当にこれからお話する政府の義務、国際人権条約、国際人権法の原則そのままおっしゃってると思いますね。

その政府の義務を具体的に書いているのが、この国際人権条約です。その一つが私たちが今関わってる自由権規約というやつですね。他にこういう条約がいろいろあります。

これ日本は全部締約国です。

ということは、ここに書かれている義務を全て日本の国は、日本政府は負うわけです。ここに書かれている権利を我々持っているということで、この内容をしっかり勉強したら多分皆さんが関わっている問題とか、あと運動は必ずどっかで引っかかってきてで

すね、これ使えるっていうものはあるはずなんですよね。

だからいつも私が言うのは国内法はもちろん大事だけど、それだけじゃない、憲法だけじゃないんだ皆さんが使えるツールはですね、ここに頼るんだよということを強調したいわけですね。

条約はですね、批准したら終わりじゃないわけですね。

ちゃんと守らなきゃ駄目ですよということを憲法も言っているわけです。

思いやりと人権違うんやということ再度また強調したいんですけど、思いやりは誰が誰に与えるかを定めることができるけど、人権はそうじゃなくても全ての人の権利だと。どうも日本ではですね人権教育が道德教育とごっちゃになってる節があっただけですね。

日本で道德というとなんかね集団中で迷惑かけないようにしましょうみたいなね、そういうことを強調されるわけですけど、人権教育っていうのは、あなたの権利がこれですよと、政府はこういう義務を持ってるんですよっていうことで何かあったらそれクレームできるようにするっていうそういう教育だと思うんです。

しかしながらこの後者を日本でほとんどやってないんですよ。

なんかもう自己責任ばかり言われる。だけど国際人権ということは、本当は政府の義務というのを問うわけで、そのことをぜひね、理解していただきたいと思います。どうも思いやりアプローチばかりが強調される中で政府の義務っていうのがあやふや、うやむやになっていうじゃないかなあと思うんですね。

この人権法は第二次世界大戦が終わってから発展しました。

それまではあの内政不干渉と言われてですね、一国の問題に他の国も口出さないと今のような国際人権を国際的に人権を監視する機関もなかったということでその結果こういった痛ましい人権侵害が起きたわけです。

これはアウシュビッツの写真ですけど、ホロコーストが起きてしまった。

その反省のもとに現在の国連を作るときに、国際社会はもうね一国の問題は国際関心事としなければ、ああいう痛ましい言葉が起きるといけないということで一国の人権問題も国際関心事としたわけです。

だから、日本の人権問題も国際関心事で今日お話するようなケイさんとかね、またカナタチさんとかね、そういう方は日本の人権問題に警鐘を鳴らしてくれるわけですよ。

私たちはいろんな勧告をいろいろ取ってきてですね、まあいい勧告もいっぱい出してくれるんですけど、出してきてもらってもですね、それをわかってない人は「国連は内政干渉してる」なんて言う人がいるわけです。

いやそれは全然わかってないですね、国際人権ね、戦後、人権を国際化したんです。人権の国際化といいますけど、そのプロセスをちゃんと理解していたらそんなこというわけじゃないですね。

だから日本の人権問題も国際関心事なわけです。

国連の憲章の中に人権問題や人権が入り、それだけでは不十分なので世界人権宣言が

採択されました。今さっきねこれ人権週間だって言われましたけど、その理由はですね 12 月 10 日が世界人権デー、世界人権宣言の採択の日で因んで世界人権デーが 12 月 10 日だからですね。

その前後にいつも人権に関するイベントとかいろいろあるわけです。

世界人権宣言の中身は非常に広い。どうもですね関西とかに行くと、特に関西ではなんか、人権＝差別の禁止ってイメージを持って人が多いんですけどそれだけじゃないですね、皆さんが尊厳をもって人間らしく生きて行く必要なものってのはここでほとんど全部入っていると見えるんじゃないかと思います。

世界人権宣言から二つの規約ができました。

私達が今回関わってるのは 1 つ目の方の人権規約です。日本は両方とも批准しています。他にもね、こういう規約、条約があってですね、あの入っちゃったら終わりじゃないですね。定期的に実施状況を審査されます。

自由権規約の場合は、今回 7 回目が待っているときだけです 1 回で批准したらその中に書いてるこれを見ますとコミットメントを示すわけですよ。それに反するようなものをその政府が作ろうとしたりとかね、

そういうときはやっぱり国連から警鐘がなるわけですよ勧告、これ駄目じゃないですかっていうことを言われるとねそのために国連人権システムがあるわけです。

国連人権機関ですけど、皆さんでも使えるんですよこれね、何か特殊な人のもんだと思ってる人が多いんですけど、いやいやこれはちゃんと理解すれば誰でも使える、そして使っていただきたいんですよ。皆さんのためのツールだということです。

ご存知のようにスイスのジュネーブにあります。

これあのスイスはですねものすごく物価が高いところなんで、NGO とかね市民団体とか私なんかも本当にヒヤヒヤしながら行くわけですけどけれども、でも行く価値は絶対あるわけですね。観光でもぜひ行っていただきたいなと思いますね。

大きな柱はですね条約機関と人権理事会と二つあります。

今回の自由権規約の一つ目の条約機関の方です。委員会の方はですね、独立審査機関、独立の方で、国連職員とか政府の方ではありません。

日本からもねたくさんの先生方、弁護士さんとかね委員をされています。

もう一つが人権理事会というやつです。安全保障理事会はよく聞きますけど、その人権版とっていただいたらいいんじゃないかなと思いますね。あそこはですね政府の代表の方が座わってらっしゃるところです。人権条約機関ね、だいたいこういうパレ・ウイルソンといってですねこの横にあるこれ場所ですね国際連盟の建物だったんですね。ここを使ってやっています。参加者が多い場合はここでは入りきらないんで他の建物に行くんですけどほとんどここでやるということ。

大事な役割が政府の報告書を審査する、まさに私たちが今関わってるやつですね。

それで勧告を受けます。

もう一つ大事なこれ役割があってですね個人通報制度といいます。

ちょっと個人通報制度の前にそうですね、個人通報制度そうですね防ぐ方法について

まずちょっとご紹介する前に今回 7 回目のやつがですねあるはずだったわけですね 10 月に。ちょっとコロナで延期されていたんですけど。

その前回のやつがですね、2014 年 7 月にありました。

そのときに日本政府に対してですねこのナイジェル・ロドリー議長。

実は私の先生の 1 人なんですけどエセックス大学の先生。亡くなっちゃいましたが、彼はこういいましたよ。「日本は何度同じ勧告を受けてでも実施しようとしな、これ以上はもう資源の無駄遣いだ」と、そして「日本は国際社会に対して反抗しているようだ」とまで言われたんです。

このときにですね、すでに 5 回分の勧告が出ていて、そのとき 6 回目だったんですけどそこで新たに付け加えられたアジェンダが秘密保護法とヘイトスピーチだったと記憶しています。

これは本当に私も市民団体のグループに入れていただきましたけど、すごく私達が強調したのを覚えてますね。両方に対して非常に大事な勧告が出ました。

今回 7 回目ですね、ちょっと延期になってますけど秘密保護法、ヘイトスピーチなんですけどそのあとで出てきた問題ってのがまたあるわけです。

その中にあるのが共謀罪とメディアの独立性ですね、これがさっき海渡先生が紹介していただいた報告書の中に入ってですね、これについての勧告このぜひとも入れてほしいなということで働きかけているわけです。

国連の文書にこういうふうに勧告が入るってことは非常に大事にですね。後で紹介するように特別報告者とか条約機関とかの人権理事会とかってそれぞれいろいろな形で勧告を出してくれるんですけど。

バラバラでやっているわけじゃないんですよ。

だから今回の自由権規約に出した報告書の中には、2016 年に出た特別報告書のケイさんからもずいぶん引用していて彼らもそれを、この条約機関もそれをしっかり学んでくれているわけですね。

逆に条約機関に出す報告書についてはデビッド・ケイさんのアシスタント、さっき実は電話でも喋ってたんですけど送ってくれてって言ってますね、ぜひ読みたいって言ってくれたんです。

だからそうやってですね、常に順番でいろいろと私達も使えるところを使っているわけですけど、そこに提出したもの全てですね、日本に関わる情報として国連の委員の人たちとスタッフの人たちは共有するわけですから非常に大事なんです。

どこで次何を入れなきゃいけないか、そのタイミングを絶対逃しちゃいけないと思ってます。

条約機関のもう一つ大事な役割の一つですね個人通報制度というのがあります。これはですね簡単に言えば、最高裁の後っていうことですね。

国内での裁判で人権侵害だと言って闘ってます、負けちゃった。

本当に最後までいったけど負けちゃったっていうときに日本はそこで終わっちゃうんですけど、世界的に見るとですね、その後があるわけですね。

この国連に「条約機関に持ってきて審査してあげますよ」というのを国連の制度は設けてくれているわけです。これは個人通報制度というんですけど、日本はそれ使えない。

なぜかというとその条約と別にある選択議定書を批准する必要があってですね、日本はそれ一切やっていないからですね。

これはですね世界的に地域にもいろいろ人権機関ありますけど、そこもそういうのを設けて、そういうのは全部入れると、この個人通報制度というのを使えない先進国は世界で日本だけです。

だからよくですね、わかってる人たちはもう日本は人権後進国って言うわけですけど、まさにそれですね。これずっとこれを国連機関から早く批准しろということ言われてるんですけど全然進歩しないわけです。

唯一民主党が3年間政権をとっているときは頑張って準備してたんですけど、時間切れということ。これが批准されると、使えるようになるとずいぶん変わってきます、いろんな問題がね。

次は人権理事会、さっとみますけどここは政府機関、外務省の方たちが座ってるってことですね47の理事国で日本も理事国の一つです。ここがやる大事な役割の一つですね普遍的定期的審査というのがあってですね、これは4年に1回順番が回ってくるんですけど全ての国連の加盟国が全ての国連の加盟国に対して勧告するというようなことがあって、これも日本はですね、今日の報道の自由に関して、前回のやつで勧告を受けたりしています。

人権理事会の大事な役割の一つはですね特別報告者を任命するんですね。

特別報告者というのはまず公募で募集があり、そして理事国の委員会ですね選考委員会が審査をして議長が選任して、理事会で任命するという。ちゃんとしたプロセス、プロセスで任命されていくということです。ということはですよ、現在の特別報告者の方が任務を今年ずいぶん変わったんですけどもこの夏で、ケイさんとかカナタチさんとかが、例えばですよ任命されたときも日本はですね、それを任命してるわけですね。

ということで勝手にやってるっていう感じではないわけです。ちゃんと理事国として任命をしていながらですね、彼らの勧告って別に個人的な意見などではないわけですね。

ちゃんと権限がある方です。特別保護者の方たちは年に2つか3つの国を選んで調査訪問するというので2016年にはデビッド・ケイさんが日本を選んで来てくれたわけですね。

この方たちはですねコックス国連人権機関で王冠に載せる宝石、クラウン・ジュエリーと言われるぐらい大事な役割をしているわけです。

日本政府のですねこれあの人権理事国選挙に出るときはこう言ってたんですね。

「人権高等弁務官事務所や特別手続きは特別オプションと言いますが、これを重視しますよ」と「特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のためにしっかりと協

力していきますよ」と言ってるんですよ。

でもケイさん来るときドタキャンしたりとかね、その後も何かいろいろと問題ありますけれども、特別報告者はこういうこと言ってるということをぜひ皆さんも覚えておいてください。政府の方もぜひ覚えておいてほしいなと思います。

特別報告者は批判する友達だというふうにですねカナタチさんが言っておられる。

このクリティカルフレンドという概念が非常に大事ですね。

大事な友達が傷つきそうな時はほっとかないでしょうね、やめなさいって言うでしょうって、特別報告者ってそういう人なんです。そういうつもりで私は日本とか他の国に厳しい勧告してきましたとおっしゃってるわけです。

カナタチさんですね共謀罪でわって注目されてですね、ずいぶんと政府も怒ったみたいですがあれどもあのときに何か日本ばかり攻撃されてるというふうに日本政府は言ってたかもしれませんが、いやそうじゃないんですよ。

190 いくつの 200 近くの国を相手にしてるわけですが、特別報告者という方たちは。日本にいと日本の事ばかり頭いっぱいみたいになっていかみたいですけど、たとえばジュネーブに行くと 200 近くの国が来てですよカナタチさんとかケイさんとかに自分の国のことを訴えて、その中で忙しい中で日本のことを選んでやってくれたわけですけど、あの他の国もものすごく厳しいことを彼らは言ってるわけです。

だから別に日本だけ攻撃受けてるわけではない。

あの時ですね共謀罪ですごく日本の政府が怒ったわけですが、ちょっと前にイギリス政府にも厳しいこと言ってますよ。カナタチさんはねだけど日本政府も逆様はイギリス政府はそれで逆上しなかったわけです。

表は何も言わなかったですね。

だけどやっぱりその勧告を聞いてちょっと改訂したというそういう経緯があるわけです。

ケイさんとかいろいろ勧告出されてますが、彼らはですね自分の考えで言っているわけじゃないですね。

その基本になるのはやはり国際人権基準ですよ。

それが書かれているのがここにある世界人権宣言で表現の自由は 19 条に書かれています。

具体的に細かく書かれていますね。その 19 条の自由権規約の 19 条に、また同じように表現の自由について書かれています。

非常に具体的ですよ。

いろいろな方法で表現する。その方法で今いろんな方法での表現できます、そしてその情報ですね、まず求める、受けるそして伝えるためこの 3 本の自由を含んでいるということです。

だから憲法 21 条に書かれてる表現の自由に比べてずいぶん具体的かなと思いますね。これにですよ条約機関なんかはですね、またジェネラルコメントといってですね、これをもっと具体的に、政府が実施するときにみななければいけないコンメンタールみた

いなものを作っているわけです。

ですから本当に具体的にさっきから何度も言ってるように人権を実現するのは、政府の義務だと、そのために政府は何をしなければいけないかということ各条文について、国連の上位機関はちゃんと解説書を作ってるわけです。

そして、作ったら作ったまんまじゃなくて例えば19条に関しては当初ですね短いやつがありました。

しかし、それから情報とか表現の自由がバーッと発展して、そらそうですね、規約ができたときにこのインターネットの問題がなかったわけです。

だけどやっぱり社会が発展するにつれて新しい人権の問題が出てきた。そしたらやっぱり条約機関はそれについてキャッチアップしなきゃいけないということで、新しいコンメンタルを作ったわけですね。そして新しい19条に関するジェネラルコメントも出たりとかしてですね。ですから政府はですねちゃんと勉強したらいろんな方法で人権を実現していくためのツールがあるわけです。

私たちがそれを勉強してこれをやりなさいよということを政府に向けていかなければいけないわけですね。

その一つの方法が、今回の報告書ですね、カウンターレポートというあの市民団体の方では出してる。政府は政府で言い分があるんですけど、それだけを見てたらいけないってことは条約機関の方はよくわかってるわけですよ。政府はいいことしか言わないでしょ。

だからやっぱりそうじゃない。そこに書かれてないものを知らなきゃいけないということで市民団体の声を聞くわけです。

今度はそうですね今回私達はその書いている報告書、カウンターレポートの中にちょっと入っていきたいと思うんですけど、やっぱりそこにですねたくさんはやっぱりデビッド・ケイさんが2016年に調査してくださったときの勧告を引用しています。デビッド・ケイさんもですね、自由権規約19条に基づいて調査をして勧告してくれているからですね。

全然バラバラなことではありません。

勧告は11あったと思うんですけど、その内の一つはですね報道の自由に対して独立性に対して重大な脅威を警告しています。その11の勧告のうちでいくつかちょっと振り返りたいんですけど、こういうことがありましたケイさんがこられる直前にですね、当時の総務大臣高市早苗さんですよ、放送法を引用してですね、そこに書かれている政治的公平性を理由にしてですね、停波の可能性があったんです。日本はですね電波を停止するという権限を政府が持っているんですけど、総務省がその権限持っている、これはですよたとえこの放送法に基づいて電波停止が行使されないとしても、いつか行使されるんじゃないかという脅威がある。

これは本当に大きなメディアに対する萎縮行為になっているということですね。

それはよくないということで、政府への勧告としてケイさんはおっしゃったわけね。何が政治的に公平かっていうことを政府が判断する立場にはないんだということ

す。

電波停止権限をですね政府に与えてるっていうのは先進国では世界で日本だけなんです。

こんなことをいまだにやっていると、これはおかしいぞということ、あのケイさんも、そしてそのうちに勧告を出してくれて人権理事会の UPR、先ちょっと紹介しましたけど、あの普遍的定期的審査でも言われているわけです。

例えばイギリスの場合は、これは独立の専門家がオフコム OFCOM というね。

ところで、そういう権限を持っているわけですね。

だから日本も他の先進国と同じように独立審査機関にそういう権限を与えよ、そういう機関を設けなさいということについて、BPO っていうのがありますが、そこ権限ないですからそこに例えばそういうところに権限を付与してですねそこはそういうの公平性を判断するようにしなさいというふうに言ってるんです。

ね、その同じ勧告は UPR 人権理事会でも勧告が繰り返されて 4 ヶ国から出ました。

さっきですねあの条約機関、特別報告者そして人権理事会の三つのことはバラバラじゃないって言ったのはここにも現れてるんですね。

私もこの人権理事会のあの UPR の前に行きました。ジュネーブにロビイングしながらいったんですね。いろんな政府代表にこの報道の自由の問題を兎に角勧告してくれていうこと、でいろんな人の話をしたんですけど、政府の人っていうのはですね今まで取り上げられてないこと、やっぱり手つきたくないんですよ。

だけど、すでにもう特別報告者が勧告書を出してくれてるんだってということ言うと彼らはそれならということで取り上げてくれるっていうことが多いわけです。

ですから条約機関とか特別報告者がすでに勧告を出しているならば、彼らはやっぱり使いやすいので勧告に入れてくれるっていうことがあるわけですね。

だからさっきも言ったように本当に使えるところでちゃんと国連の公式の場で勧告に一つ一つの問題を入れていかなきゃいけないわけですね。

だから今度の自由権規約委員会の報告書の中にもそれを入れてですね、はい。

ケイさんも言ってくれました。そして人権理事会に UPR でもいってくれました。じゃあ次は条約機関でも同じことですね勧告してほしいということです。

こういった継続的にロビイングしてアップデートしていかなければならないのです。さっきも言ったように今回のねセミナーの直前ジュネーブと電話で話してたんですけどケイ氏のアシスタントでそのレジюме絶対読みたいからね送ってねって言われました。

ケイ氏の勧告一つの中にですね、記者クラブの問題もありました。もっと開かれたものにしなさいよということとあと本当はジャーナリストっていうのは、政府に都合の悪いことを調査して報道しなきゃいけないのに、今の記者クラブ制度はですね、情報源である政府の人に擦り寄ってですね情報もらうアクセスジャーナリズムを促進しているという問題も厳しく指摘しています。

ですからメディアの方は自分たちに向けられる勧告もちゃんと報道してほしいなど

思いますね。

ちょっとですね、各国の例として、これからイギリスの例を出したいと思います。日本の問題を皆さんよく知ってると思うんですけど、イギリスはどうしてるのかということ、これはですね、報道の自由がほんとうですねこの数年、本当に知らない人がもう世界的にいろんな目にあってますよね、皆さん毎年どれぐらいのジャーナリストが殉職しているかご存知ですか。

あのね分っているだけで80人ぐらいですね。殉職してる、殺されたりですね包装死んでしまったりということがあらしいんです。

やっぱそういうときに処罰されないことが多いんですね。

暗殺されても、それでなんとかしなきゃってということで、いろんなところで国連もやっていますし、そしてイギリスとカナダがですね、率先してこういう5年間のプロジェクトを立ち上げたです、去年からね。その1回目のカンファレンスが去年ロンドンであって私は参加しました。そこでリーダーとなっていた当時のハント外相、外務大臣がこういったです。

自分のことをメディアが書いてるのを読むのは本当に好きじゃないんだと。もちろん新聞が間違っただけとも言ったり誇張したりするっていうことがあると、だけど政治家が十分に賢明だったりジャーナリストが我々の批判する批判をする友達クリティカルフレンドとして捉えることができるよね。またクリティカルフレンドっていう概念が出てきました。

メディアは、私たちの知るべきことを教えてくれるからだといっているわけです。ここで感じられるのはメディアと政治が対等の関係にあるんだということを政治家も認めてるという感じがしますよね。

実際イギリスで住んでて何かニュースを見てたらそれはすごく感じます。

例えばですよ、BBCの女性キャスターですね、ローラっていう人なんですけど足を組んで偉そうに座ってですね、ボリス・ジョンソンの前で、単独のインタビューやっています。定期的にやっていますね。非常にきつい言葉を言ってですね、あのきつい質問をする。

これで別にですねボリス・ジョンソンは逆上したりですね、怒っちゃったとか絶対しませんよ。

逆にですね、ああローラ僕は…ねあのーとかいっちゃって一生懸命説明してるんですけど。それは別に彼女だけではなくて、こういうふうに他のキャスターも本当に厳しいことを言うわけです。これはですねボリス・ジョンソンが総選挙の前に、この厳しいキャスターのインタビューを逃げてた時期があって、それに対してですね。

まだ遅くはありません、インタビューの余裕ありますから出てきてくださいって言うてですね、挑戦をいどんでいる。こういうのがですね報道されるということがあわけです。彼らの食い込みはですね望月さんの数倍ですね、はっきり言ってね。そうした人はゴロゴロして、日本では望月さんだけががんばってるんですけど。

それは本当に他のメディアに頑張ってもらいたいなという感じですね。望月さんがとやっ

てることは国際公準です普通のものなのでお礼を見て日本の NHK に比べて、よっぽど食い込んでるなと印象を受けるかもしれないんですけど、でもイギリスの視聴者に言わすと、BBC だってまだまだ政府よりだって辛口のコメントがいっぱい出てくるわけです。

どれだけ日本のレベルがちょっと桁外れにずれてるかということがわかっていただければと思うんですが、そういう話は私の講演会でいくらでもありますので、また来てください。

コロナに関して簡単に最後に紹介するですね、コロナに関してイギリス政府はですね最初はこうやって毎日にブリーフィングをしてきました。最初はですねこうやってあの記者会見でみんながあの質問、途中で切ったりしませんよね。

最初にその質問はねお前どんな質問するんだって、日本でやってることそんなこと絶対しないです。それでもちゃんとペンをもってね、質問があったらサンキューって最初にまず言うんですね、質問を書き留めてその場でちゃんと自分の言葉で一応答えますよ、みんなね。ちなみにこの首相の横にいるのはこの専門家の方ですね。

だからちゃんと一応サイエンスに関する医療の専門家もいると。最初はこういうふうにしてたんですけどさすがに感染が気になってですね、リモートでやるようになりました。

こうやってね。だけどリモートでもちゃんと質問を受けるということは続けてるわけですよ。

それで最近是一般市民からも質問を受けるということをやるようになりました。なんか日本ではあの感染を気にして質問の記者会見をもっと制限するとか言うんですけど、そんなことはもう言い訳に過ぎないんじゃないかなという気がします。

ケイさんのフォローアップ報告書も 3 年前、報告書から 3 年経って出たときにですねその時ですね II の勧告までほとんど何も実施されてないときがありましたよ。

だって何も実施されてないからです。

このフォローアップ報告書っていうのはですね、五つの国を対象にしてみました。ケイさんとその前任者の方ねそれまでの特別報告者の方がいろんな国に行ったその 5 つのいっぴいたんですけどその人を 5 つに日本を選んでいただいて報告書のフォローアップしたわけです。

そのときにですねフォローアップのために情報を頂戴っていうこと次年度から事務連絡を受けて、だれが情報提供してもいいようになってたんですけど、私は特に情報そうですねあのときはだから報道の自由に関して一生懸命情報を提供しました。

その時ちょうどですね、あと望月さんがお話される。

望月さんへの嫌がらせが本当にも最高潮だったんでそれも一生懸命英語にして送りました。その結果、II の勧告のうちですね、9 不履行、1 情報不足、で I は部分的に履行みたいね。

これは何かというんですけどですね私が情報提供したんですけど、勧告の一つにですね、メディアは横の連帯を強めろということがあったんですね。

それではないと対抗できないということでその勧告を一生懸命実施していた新聞労連のね、南さんが一生懸命やってたなと思ったんでそれを情報提供の中に入れた。

それがですねこの部分的に履行って部分にたまに入ってると思われませんか。他の国はですね、ホンジュラスとかコートジボワールとかね結構履行してるんすよ、もちろんこのね審査の調査されたのは日本よりずいぶん前ですけど、だからですね勧告を受けたらそのまましてないちゃんと履行してるわけでみたらわかりますよね。この緑の字のところは何かといいますと、あの時ですねジュネーブからあの情報提供してくださいって言われた。

それは別に市民団体だけ言ったわけじゃなくてその政府にも情報提供してくださいと言っていたんですよね。

ジュネーブが。トルコとホンジュラスとパレスチナは提供をしたんですね政府が。けどこの日本とかコートジボワールとイスラエルは無視したっていうかね、何も提供しなかったということがここでもわかっていただけじゃないかと思います。

国連の人権機関からの勧告っていうのはですねちゃんとした手続きに基づいてしてって発表されていくわけですこれはです。ねさっき確認したんですけど、これ人権理事会の決議に基づいたものなんですね手続きっていうのは。それを経てちゃんと政府にもちゃんと通達して発表されるということです。いきなりね思いつきでやってるわけじゃないということです。

だからそのあとでお話される望月さんへの質問妨害への手続きについての通報もそういうプロセスをちゃんとへたと思うんです。

別に望月さんが日本で有名だからとかいうそういうわけでこれが起きたわけではなくてですね、後でまた紹介しますが、やはり問題だと思われたからです。

そういうお話はですねアジアプレスに寄稿してるんでフォローアップについての寄稿とあと望月さんへの圧力についてのあのケイさんが通達について出してますね。検索してまた見ていただければいいかなと思います。

最後にですね、デビッド・ケイさん日本で非常に活躍していただいたんですけどこの夏で任期が終わりましてこの方が後任者になりました。この夏からですねアイリーン・カーンさんといいます。

バングラデシュの出身ですけど今ジュネーブにいらっしゃいます。

そしてアムネスティインターナショナルの書記長も務められた方で私もこれからもね、彼女にも日本の問題を伝えていきたいと思います。皆さんでねまた伝えて一緒に頑張っていけたらいいかなと思います。ちょっと時間押したんですいません。

ここで終わります。ありがとうございます。

米田：はい。藤田さんどうもありがとうございました。国際人権制度を踏まえた勧告を国連人権委員会の勧告を得ることの意味、そして国際基準から見て日本の現状はどうなのかというところを非常にわかりやすくお話いただいたと思います。

次に望月さんにご登壇いただきます。東京新聞の望月さんですが、あのご存知のかたも多いように官邸取材の際に当時の菅官房長官を筆頭とした官邸報道室からハラスメントを受けられ国連特別報告者にも事例として取り上げられました。人権侵害の被害者として、また国連から取り上げられた当事者としてお話しいただきます。望月さんよろしく願いいたします。

望月衣塑子：大丈夫かな。

東京新聞の望月と申します。よろしく願いいたします。今日はパウポを使ってお話をさせていただきます。

共有になってますかね。

日本は本当に自由な国なのか、国連勧告に取り上げられた当事者として感じたことというタイトルでお話させていただきます。

今藤田早苗さんがいろいろ話していただきまして、私は非常にいろんな方の支援があってその後も記者会見にずっといろんな官邸からの妨害を受けながらも、記者会見に出られる状況が続いたのは、やっぱりひとえに藤田さんを含めいろんな市民の方々がですねやはり声を上げて、そして最終的にデビッド・ケイさんの国連勧告にも繋げていただいたということが、とにかく非常に大きかったと思っています。

自分のことをちょこちょこいろんな講演会なんかでも話していたんですけども、人権、国連人権委員会の方で取り上げてもらうきっかけになったのが、約今から2年ぐらい前ですね、約1年半位続いていた質問妨害に関連してですね、2017年の12月26日辺野古の埋め立てに関して、赤土が大量に混じった違法性の高い土砂を埋め立てに使ってるんじゃないかという、すいません、2018年12月ですね沖縄関連の質問をした約2日後に「東京新聞の望月の質問を事実誤認である」と、違法性の高い赤土交じりの土砂を使ってんじゃないですかということを質問した際それが事実誤認であるということで官邸が質問への抗議文というのを出してきた。これは東京新聞の編集局長だけではなく当時この記者会を主催していた内閣記者会の記者クラブにも貼り出されていたということが起きました。

実際これよりもすでにその前にですね、何度も何度も東京新聞の方には望月の質問については問題があるということで、まさにデビッド・ケイさんの質問に関しても質問したところ事実誤認だとかですね、ドタキャンなんかしてないということで抗議文が何度も届いていたということがあったんですが、この赤土の質問した際は最終的には記者クラブにまでに抗議文が出ていたということで世の中の記者クラブの中のメンバーにこの話が知れ渡ることとなってそんな文書を官邸が望月に東京新聞あてに出しているんだということが明らかになったという経緯がありました。実際今はもう、菅政権になったんですけど当時安倍政権のときはですね、私が2017年6月6日から菅さんの会見に乗り出すようになってその後私だけでなく朝日新聞の南彰今の政治部記者ですとか、もう辞められてしまったんですがジャパントイムズの名物編集委員の吉田玲滋さん等々が結構厳しい質問を割と重ねていたんですね。

ちょうどお盆休みの最中に当時の今井尚哉さんという総理筆頭秘書官で影の総理と言われてる方なんですけど、この方が自分の番記者とのオフレコ懇談の場であの望月というやつをね、南というやつを何とかできないのか。お前たちはだいたいその10年目の記者だろうということでもちょっと何とかならないのかって話をどうもしていたということ、後々間接的にちょっとある記者さんから教えてもらったんですけども、この今井さんのお盆休み中の話が影響したかどうか分からないんですが、2017年8月末になりますと当時の司会役であった上村報道室長が望月さんの質問だけは制限させてほしいと。

それまでは官房長官会見は手が下がるまで指し続けると。今の加藤さんになって若干復活したところありましたけど、それまでは菅さん私が乗り込むまではとにかく記者の手が下がるまでルールというのを代々各官房長官が踏襲してきたというのがあります。これはアメリカのホワイトハウスの國務省の会見に倣ったということなんですけど、手が下がるまでは指し続けることをやってたんですがさすがにちょっと痺れを切らし、望月だけは制限したい。他の番記者だけは何回でも何問でもこれまで通り指し続けますからという打診があったということで、実はこの8月末ぐらいからですね私とかやはり南さんが手を上げたりしててもやはり指されない。でいいですかとじゃ終わりますと言って質問制限がされる、それから質問してる最中に「質問簡潔に」とか「次の質問に移ってください」とってといういわゆる質問妨害とかということをや々と続いているということがありまして、だいたい酷い時はですね私の1分半の質問の中で7回妨害行為が入って、私が聞いている質問を菅さんが聞き取れてないみたいなそういうような妨害行為っていうのも始まっています。

最終的に今言った沖縄の辺野古関連の質問した際に望月の質問は事実誤認だと問題意識を共有してほしいということで官邸報道室に記者クラブにこの抗議文が出された。

いろいろ書かれてるんですけども、端的に言うと東京新聞望月という記者は事実に基づかない質問を繰り返し行ってきたと、慎んでくださいと要望してきたが、再び事実誤認を聞いてきたと、このままでは会見の意義が損なわれてしまうと、内外の幅広い層に誤った事実認識を拡散しかねない。この東京新聞記者の度重なる問題行為について、どうかどうか記者クラブの皆様、問題意識を共有していただきたいと、要はとんでもない記者だ、なんとかならんのかだよ。

こんな文書が出ていたということだったんですね。

実際このやりとりというのがその12月26日のやり取りですね。この赤土問題が今辺野古埋め立て現場で非常に広がっています。質問は簡潔に～。この当時、とにかくこの1行目を読み上げるたびに妨害が入っていました。

琉球セメントは県の調査を拒否しており、防衛局は事態を把握できてございません。質問は簡潔に～。

埋め立てが適切に進められているか確認できていない。

政府としてこれどう対処するおつもりなんですか。

菅さんが法的に基づきしっかり行ってますと当時官房長かやや怒り気味に答えてました。

その後この長谷川榮一さんというね、内閣の広報官という総理の会見でいつも司会役やった方ですがこの方の、名前で防衛局は実態把握できていないは事実反して、事実誤認だと。「赤土が広がっています」は汚濁防止措置をこうしており極めて不適切な表現だというような抗議文でした。これは私その後、1月になって赤土の現場を実際自分の目でも見に行きましたけれども、明らかに赤土なんですね。

なんで汚濁防止処置を講じても非常に広がってしまっているという状況はまさにそういう状況だったので当時は沖縄県と県、県とかですね市民団体に関して市民団体に取材しながら動画や写真を見てこの質問を投げたんですが、これに対してもですね不適切だというふうに抗議をしてきました。

実際このことは実は1月11日東京新聞で反論も兼ねてですね、抗議文がきたことへの反論も兼ねて県に無断土砂割合変更と、環境に悪影響の恐れ、辺野古工事で防衛省と、これをドーンと出したときによく官邸の行為は鳴り止んだんですけども。

12月28日以降ですねやはり官邸側の報道室として東京新聞や記者クラブに対してあれを貼り出して以降は「なぜ事実誤認を聞いてきたんだ」ということで間接的には政治部とかいろんな人を介してその理由を説明しようと、しょっちゅう抗議、間接的な抗議が続いてたんですが、最終的にこの記事をドーンと出したところある意味その抗議鳴りやんだみたいな経緯がありました。

ぱっと言っちゃいますけどこれ実は当時、防衛局っていうのは仲井真さんが辺野古の埋め立てを承認して今埋め立てをやってやってる進めようとしているという経緯があるんですが、この仲井真さんは承認する前にですね、2013年の3月の時点で、防衛局が埋め立ての願書というのを書いておまして、そこにそのいわゆる県との約束事として細粒分含有率がおおむね10%にとどめてますと。1割程度にしますというふうにとどめてた。書いておましてこれをその埋め立ての願書に書き約束事として決めていた、こういうものを前提として仲井真さんが最終的に埋め立てのいろんな条件を課してですね、承認をしたという経緯があったんですね。

敷さんはこれを結果としていろいろ17年11月の契約状況と見ますと10%前後の願書を出していたんですが、発注の仕様書には残留含有率40%以下というふうになって写真見てもわかるようにその1割とはとても思えないような大量な赤土交じりのような物をやはり入れてるんだらうと。

県も赤土、粘土性があるということで違法性を指摘して立ち入る調査を何度も何度もですねさせてくださいというふうに言いづけてたんですがこれは東京新聞が取材してもおそらく今もそうなんですけども、現場の立ち入り調査を一切これ防衛局、辺野古の埋め立ては認めてないということがありましたところ、やはり違法性はあるのではないかということだということだったんですね。抗議は1回止んですがやはりあの文書というのは一体どういうことを意味するのかということ私だけじゃなくね、あの

紙をその記者クラブにもあれを張り出したということは他の者たちへの精神的な圧力ね。

望月のような馬鹿のような真似を二度とするなみたいなね、質問へのこの萎縮効果というのを狙っていたのかなと思います。

また政府の事実ね、「辺野古の埋め立ては適法でやってるんだ」というその事実をあくまでも何が何でも事実としたいのかと。

まだ質問に関しては表現の自由にまでも矛先を向けているようなことがいくつも書いておりました。例えばさっきのものとは別にですね、辺野古の埋め立てに関しては、これは県民の民意に反して今、強硬に埋め立てを進めています、と、別のときもやっぱり辺野古の問題はこういうタッチで聞いたんですね。

ただその約1日か2日後、ピロピロピーとまた会社側に抗議の文面が送られてきて、
「東京新聞の望月の質問は主観に基づき聞いている」と、客観的中立性に欠けている表現だ、こんなところにまで、要は難癖というか抗議をしてくるということが実は続いていた。実は私は何通かはこんなもんきたぞと、望月お前どうい質問したんやということで、当時の部長に呼び出されて説明したりってあったんですけど。

なんか蓋を開けてみたらですね。確かその当時枚数を忘れた、8通か11通抗議文が重なってたらしいんですね。しかし中にはやはりこういうこの表現の自由まで矛先を向けてるようなね、「主観に基づき」みたいなようなものまであったので、上の人たちもですね「いや、こんなものにまた官邸がわざわざ抗議してきたなんて、あの望月に見せたら『なんてこと言うんですか、とんでもない』と、なんか官邸に突進していっちゃうんじゃないか」と「ちょっとこれはもう見せるのは辞めとこうか」と。ということでいくつかに関してあまりにもちょっとその抗議の内容が、問題なんじゃないのかということであえて私が口頭では伝えたりはしたけど、いちいち見せなかったというものもあったそうです。

私はやっぱりこの問題がメディアがいろいろ報じてくれたのもありましたし、野党がいろいろ追及してくれたのもありました。首相に対しても、このような質問に対する度重なるその妨害行為とかまたこのような文書を出してくるということで一体長官はね、誰のためにね何のためにこの会見をやってるんでしょうかと。

正直本当にずっと思っていた私自身の疑問という菅さんにぶつけたんですね。

そのときは菅さんは貴方に答える必要はないと言ってまたそういうことをしてそれ自身がまだニュースにされてたんですがやはり今日の官房長官会見もそうでした。

私もいろいろ取材をしますと、安倍さん以上に事前に何を聞くのと、まさに早苗さんがいるロンドンの人たちが見たら、そんなこと記者がやってるのって思うようなことがたくさんあるわけですね。官邸報道室の方が何を聞くのか、事細かに聞いてくるとそれに対して全部事前の質問がわかってその質問に対する答弁ともう事前に準備してるみたいなそういう『劇団記者クラブ』みたいなことがやっぱり続いてしまっていると。

一体何のためにこの会見ってのがあらゆる会見に共通するんですけどあるのかといったら、やはりこれは今日やっぱり会見してる菅さんのためにやってるわけじゃないんですね。

やはりあくまでもメディア、聞いているメディア私たちのためということではなかったわけでもない。世の中の方に一体どんなことにやっぱり疑問や怒りを持っていて、事実として何が政治や社会の現場で行われているのか。これしっかり伝えるため、やはり国民の知る権利を行使するために、あの官房長官含め様々な会見があるんだということではないかなというふうに思っています。

私が早苗さんがやはり私がいろんなことで支えてもらったことで日本の国内だけではなく、国内外の方に日本でこういうようなメディア対応が行われるってことが広く伝わったという経緯がありました。私だけでなくってですね、実はデビッド・ケイさんというのは辺野古の基地反対運動で山城さんがね、不当に拘束されたときにも通報されておりまして。2018年、安倍前首相と暴力団と疑惑追及されてた山岡さんですね、この彼が新宿駅の階段からたしか14段上からですね落ちてしまったという事件でこれに関してはやはり通報を行ってたということではやはりユネスコや国連も一緒に連動してますけどジャーナリストの安全を守っていくと、これを単に国内だけの問題じゃなく世界の人たちがこの状況を監視してるんだよと、見てるんですよということを伝えて発信してくれるこの橋渡しを藤田さんが日本に来たり、インターネットのネット回線を通じて望月さんはどうなったんのその後どうなったのと、現状を少しでもね助けてくれる人いるんですかとかいろんな私のお話を聞きながらフォローアップしてくれてそれをやはりデビッド・ケイさんに伝えていただいた先ほど聞くと、これもう様々な国を、その表現の自由いろんな問題あると思うんですが、報告者がチェックしていけるってのは毎年二、三ヶ国ってことなのでわざわざですねデビットさんがいろんなところ見たいと思ってたと思うんですけど、それはやはり早苗さんがいろんなことで状況を伝えてくれたことで、わざわざ日本というところを公式調査訪問してくれてそして19年6月に更にそれをフォローアップする報告書をまとめて出してくれた。

これはやっぱり繋いでくれた藤田さんやまた市民の方々のやはり力ということがあって世の中の世界の人たちに今の日本の当時の状況を伝えていただくことができたかなと思っています。デビットさんいろんな報告書にまとめていただいてまして、先ほどさっきから出ている自由権規約19条の表現の自由の保護のために、まず日本政府が必要な措置をとることを強く求めますと。記者特に記者に対して特定の質問を避けようとするということは、報道機関と記者そのものを萎縮させると、そのことでメッセージを送ってしまうとまさに記者の役割であるウォッチドックというそもそものそのメディアの役割というのを弱めてしまってるんだということを報告してくれた。また名前もたしか報告に望月と名指しになっていた、してくれていたということなんですけど官邸の干渉というのが望月さんが記者の任務を果たす上で非常に妨害になっていると政府にとって、いわゆるセンシティブとなっているような問題を記

者が一生懸命調査取材してる時にああいう圧力文章ですね、問題意識を共有しようみたいな、ああいう文書があることで、彼らの仕事を妨害し、そして政府の問題への市民の情報ですね、知る権利、これに対して影響を与えてしまうということでこれを懸念してますよってことを書かれていたまた報道機関や記者がこのしっかりと知る権利をね、その役割を果たせるよう役人から情報を得る場合に妨害されたり、抵抗されたり敵意を剥き出しにされることなしに、その記者が公共の利益に関する情報を得られるような、こういう状況をあえてクリティカルフレンドとしてですね、政府が確保していくと、こういう義務を実はあなたたち政府が持つて必要を負ってるんですよということを言ってくれたという経緯があります。公式訪問後の勧告では調査報道を行う記者やその他の専門家へに対する脅し威嚇も行えないことを公に表明してほしいということを要請しています。私は聞いている話しですと、このデビッド・ケイさんたちを支えた人たちですねの方々に対するどうも何か脅しや威嚇的なね、間接的ですよというようなこともあったというようなお話も聞いております。ということで、こういうことをやはりやらないということをしっかり公にしなければいけないことまで言われて日本のメディアに対しても圧力に対して連帯する横の繋がりが弱い、さっき早苗さんはおっしゃってました日本の報道の自由の長期的な発展の役割というのを確実にしていくためには政府、記者、報道機関というのは、日本のこれまでねこんなもんだよと、事前に質問を教えたりそれをね、事前の質問取りをしたりとか、そんなことも全てだと思いますが、これまであったようなその慣行や政策に対してやはり日本の中でいろいろこれは政府だけの問題じゃない、記者もそうだし報道機関全体として、これまでの慣習という慣行を改めていく必要がありますよと。

いわゆるメディアの側の問題もしっかり指摘して言ってくれてます。これらの点に関する勧告について日本政府との対話を始める機会があるなら、私は喜んでね、それを歓迎しますと、だからお知恵を必要とあればお貸ししますよというようなことまで指摘していただいていたということでした。

当時ですね菅さんですね。

私もこれ、この勧告をどう受け止めたんですかってことをたしか質問で聞いたと思うんですね。様々な沖縄の問題とか放送法4条の撤廃のこととかねさっき言った11項目の勧告のうち9項目、ここでこの履行されてませんよってことをおっしゃられました。

これどういうことなんですか、どういうふうにかこれを受け止めてるんですかって菅さんに聞いたら彼の答えはこうだったんですね、「政府が再三にわたって丁寧な説明をしたにもかかわらず、この立場を十分に反映されていないと報告書の記載も非常に不正確で、根拠不明だ」と。

ある意味ね本当にこの報告者のやってきた調査とかね、あの単純に記者側だけじゃないんで政府の側も聞いてどういう理由があってこういうことをしたのかと相手の意見を聞き記者側の意見も聞き、まだ全然別の第三者の弁護士とかね有識者のインタビューもして、本当にいろんな多角的な人から意見を聞いて出した報告書に対して、こ

のようなね批判とも見れるような政府見解というのは、私に対しても述べたということがありました。

ここは先ほどね、言ったので省略しますがこうやってやはり彼がああいう報告書を出して、政府がまた菅さんがねしっかり受け、こういうことを政府として受け止めてないんだということが、ある意味いろんな意味で可視化されたということはやはり日本がまだまだこれから政府の側もメディアの側も記者の側もやらなきゃいけないことが山積みなんだなということを教えてもらいました。

デビットさんたちの動きを受けて国境なき記者団も声明というのを出してくれました。このときセドリック・アルバーニさんに私にもあってちょっとインタビューをしていただいたんですが、ここで彼がこういうふうに言ってるんですね。「政府の高官というのはまず市民に対して奉仕をするということが求められているし、報道機関からの質問を色々『こいつはいいと。こいつは答える、こいつは答えない』とね、まさに質問を選別する権利は政府の高官にはないんですよ」と。いろんな高官のことを指していると思うんですがこれは菅さんに対してもね、投げかけられたメッセージだと思います。

ましてやその重要性、質問の重要性ということ判断するのはもってのほかなんだとあなたの質問に答える必要はないとそれなんであなたが決められるんですかと私自身毎回思ってましたけど、今ジャーナリストは読者の関心を持つと考えている全てのあらゆる質問を行うその権利というのもっているし、あらゆる民主的、民主制度への民主制度社会において不可欠な役割を果たしてるんだと、私達記者側にもやっぱりセドリックさんを投げかけていると思うんですね。

やはり答えないんだとかね、質問に答えない、またぶら下がりも応じないとかね、今のようにもう事前の質問取りをして、もう紙にあることしか答えないとかね、そういうことを許し続けてしまうジャーナリストの側ももっともっと自分たちが民主主義をしっかりと伝えていくために、政府側に改善を求め続けなきゃいけない。不可欠な役割っていうの私たちが担ってるんだということ自身ももっともっと自覚しなきゃいけないということもやはり政府への批判と同時に私たちに対してももう言葉を投げかけてくれたんじゃないかなと思っています。

メディアの役割というのはやはり権力の監視チェックだと。これに結局いろんなメディアの存在ってあるんですけど、やはりメディアで最も大切なのはここかなと思っています。報道の自由度ランキング。実は民主党の鳩山政権のときにいろいろあったんですけど、やはりこの開かれたメディア対応とやはり今とは全然違うものがありました。当時は世界ランキング11位でございます。その後安倍政権になって70位71位と急降下。昨年今年ちょっとあがって67位と。しかしたら今はこの後ちょっと話しますけどコロナ禍を理由に1社1人とか、官房長官会見も今日の首相会見もですわフリーランス、一社1人だけ出せ、みたいな。そういう制限をかけてますので。

本来コロナ禍でもっともっとこの中で、国民はどういう風に対応していくべきかと、いろんなことを発信する、そのために開かれた会見をやるべき政府側が非常に閉じてしまってる。

ということはおそらくこのランキングさらに急降下するんじゃないかなと思ってます。ジャーナリズムとは報じられたくないことを報じることだ。

それ以外のものは広報にすぎないと、本当にそう思います。

菅さん、さっきのね、やはりひどかったですけどやはり手元のメモを読んで立ち去ってしまう。ぶら下がりにもほとんど応じません。

なんで気づくとですね、安倍さんもひどいなと思ったけど、安倍さんの方がちょっと声かけると振り返ってねそうコメントしに戻ってきたりとかそういうことありましたので、やはりなかなかですね安倍さん以上に答えないという状況かなと思ってます。これよく官邸の入り口で出てって、例えば記者さんがね、一言言っちゃった後に何故 GO TO に触れないんですかとか、緊急事態宣言どうするんですか、会見しましょうよみたいな。

一生懸命声かけてる人がいるんですねいつも。でもこれをやると、なんとですね菅さんの秘書官たちからなんであんなことをやるんだとし、失礼じゃないかみたいなこういう苦情が入って、ああいう言葉さえかけづらくなってらしいんですね。

ちょっと私が聞いた情報によりますと、あそこで声かける、六、七割が朝日新聞の番記者さんだと他社の記者さんはもう先輩たちからもう何かそこで聞くと、自分たちに静かにしろと苦情が来るから声、声掛けしないでいいよって言われてる所もあるぐらいらしいんですね。

なんで本当はもっと知る権利をしっかりと確保するために、首相になって以降全然会見今日まで開いてませんでしたからね。本来はやっぱりいろんな形あそこに番記者さんが会見してくださいねみんなでも大合唱し 20 社ぐらいあるわけですから、大声をかければこれはまずいなっていう空気になると思うんですけど。

これさえね、声をかけることさえも今苦情が入ってやらせてもらえない。非常にね問題のある状況かなと思ってます。今感染拡大進んでいます。11月27日の時点ではこれまた増えてますけど、過去最大 570 人東京行きました。

GoTo トラベル札幌大阪出発まで旅行を控えてくださいって。

でも今のところ東京もそうですけど 65 歳以上を自粛してください。自粛要請のじゃあどうしてこういうことをするんですかそんなに経済を回したい。でも経済とね、コロナのバランスって言ってるけど本当にこれでいいですか支障ないよ、言葉でね、国民に向かってもっともっと伝えてくださいよと。

ジョンソンさんと大違いじゃないですかと。いうことだと思ってるんですが、なかなかね、記者がやはりそのアクセスして言葉を発し、発してもらうタイミングでね、その会見が持たなくなっているという状況が今ついているということです。一報やはりちょっと懸念すべきはですね、やはり菅さんのメディアコントロール、安倍さん以上に非常に長けていると言われてます。あんまり思想信条で右左が激しい方ではないので、い

わゆる安倍さんが嫌いだったりベラル層のですね記者なんかにも非常に「やっぱり菅さんすごいな」と。菅さんをね、やっぱりシンパって言ったらなんですけど、菅さんを尊敬している記者なんかもあるというふうに聞きます。こういう中でやっぱり心配なのは、まさにメディアだけの弾圧だけでなく今学術会議のね候補者の任命拒否と研究者の弾圧が始まりました。

このときに、ネットとかテレビとかでね、対応がやっぱり誤情報これ大阪市長やられた橋下さんがね、誤った情報ツイッターでつぶやかれてしまったりね、また甘利明自民党の政調会長は「中国の1000人計画に協力してる」みたいな全くの誤情報なんですけど学術会議についてフェイクの発信をしてしまう。

またこれ中には平井さんというフジテレビの解説員の方が誤った「学術会議で6年働けば学士院でね、死ぬまで年金毎年250万」みたいなこと言ってしまったりかね。こういうある意味、おそらく菅さんがとかね官邸側の意向というのはある程度いろんな情報も含めてね、そんなことをしてるような人たちが間違っ、誤って意図してるかどうかわかりません。間違っった情報を発信しまってるというメディア側の問題っても今、新たにいろいろまた出てきてるかなと感じます。記者会見ってのは今さっき言ったように、非常に制限をかけております。

実は4月7日安倍さんが緊急事態宣言、当時の首相ですけどね。

これを出したときに1社1人コロナ禍において1人にしてほしいとそれから声を出さずに挙手してくださいと。この4月7日前の2月から3月にかけて、質問を打ち切ろうとすると、もっとさせてくださいとですね、当時はその一社何人でもこれましたのもういろんな記者や編集委員なんかの声をかけてね、きちんと質問をさせてくださいみたいと言ってたんですけど。

コロナ禍にこういう声もね、上げないでくださいと拒否してくださいと言い出して、1人制限という書き始めました。

この翌日ですね実は官房長官会見でもう首相同様でやはりコロナ禍で感染拡大がちょっとあるんで一社1人してほしいとそれから1日2回の官房長官会見を一回にしてほしいということを官邸報道室が記者クラブに求めてきたんですけどね。

こんときは一社2人来てる、しかも質問してるってのはせいぜい東京新聞私ぐらいだったんで、一社1人っていったらこれ私が聞けなくなるって話じゃないかと思いました。これがね何とかして反対してくださいよってお願いしたんですけど17社ぐらい幹事業務をやってる番記者さんたちが集まって話をしたときに反対したのが実は2社しかなかったと。

大方はとりあえず宣言期間中のね何ヶ月かもうこれはちょっとコロナが拡大してるししょうがないんじゃないかということからですね、一社1人という制限がついてしまう政治部記者さんしかいけない。

私もね社会部の記者さんとか経済とかいろんな記者さんが本来は官房長官会見や首相会見でいけるはずなんですけども、コロナ禍を理由にこれ制限をかけてるんですけどフリーランスも今のところ今日もそうなんですけど、抽選によって当選した10人し

か会見に参加できないっていう形になっております。当初はこれ緊急事態宣言の間だけだからって感じだったんですけど、まあ期間は1, 2か月だけだろうだからその位はしょうがないな。わかりましたとしょうがないですねと言っててたんですが、5月25日緊急事態宣言解除されたとじゃあもう行っても大丈夫ですねと質問していいですかっていったら、今度はですね第二波がいつ来るかわからないと官邸報道室が言い出しました。何がもう7月の末にピークきましたので、その後はまた9月10月ね記者クラブも何もしないわけではなくて朝日新聞や東京新聞京都新聞の方たちが一生懸命ですね、今の状況を正常化して、かつてのような会見に戻してくださいっていうの再三要望しているんですけど、このようですねやはり第3波がいつくるかわからないって結局GOTOこんな事態で進める。

そして映画館とかね舞台とかそれやっぱりどんどん満席にしていく、これ経済回す時にこういうことを一生懸命やってんだけど、なぜか官房長官、首相会見、内閣府いくつかの会見、また麻生さんの財務相の会見とかね、こういうものに関してはなんとコロナなんですからとってね、会見を制限している。そういうことで活発な質疑が非常に今できずらくなってきたという状況でございます。

今回国連特別報告者の方達、そして国境なき記者団の方たちこういう人たちとそれを支えてくれた藤田さんや市民の方たちがやってくれたことによって、やはりこれくらいの問題だけじゃない海外の人からみても非常におかしいんだよって、もっともっと知る権利に対して私たちは闘っていいんだよってことを教えてもらいました。

実は質問制限妨害行為というのが続いていたときにですね、東京新聞も闘ってくれたんですけど、何よりも抗議文が来たときに声を上げてくれたのが、まさにその他社の記者さんたちだったんですね。例えば朝日新聞では社会面そして、社説でも報道を大きくしていただきました。

共同通信の角南さんという今広島のデスクやってる方なんですけど、彼はですね全然関係ないのに当時あの記者会見場に乗り込んで、「なんであんなようなね抗議文を記者クラブに張り出したんですか」、質問をして、その後かなり大型の160行ぐらいの記事を発信して、これがもう全国の信毎とか、道新、愛媛新聞、琉球新報、沖縄タイムズとかね。いろんな地方紙、13地方紙一挙にこの角南さんの記事が載りました。これによって市民や弁護士、記者のOB OG、それから9条の会、今日この23の規約のレポートをまとめた方たちの何人かもね、いろいろ声を上げてくれたというふうに思ってるんですけど、その全国の方たちから官邸に批判の声というのがバーッと殺到していくようになりました。

で、まあ当時は野党も国会で追及が始まりましたのであの空気もだんだん変わってきましたね。

当時私が会見場なんかには乗り込むと望月きたなど、冷たいね、なんか冷たいピンとして張り詰めた空気から現実だったんですけど。

このときはですね、中に入るとですね、ふあふあふあふあみたいなこう温かいねなんか今日も頑張れるよみたいな言葉かけるわけじゃないですけどいつもちょっとこの空気感が違うな、みたいなこともあったんですね。

しかしこのときでさえも、質問、野党がああいう文書を出してね、知る権利の弾圧だなんてやってくれてるときでさえも、いわゆる上村前報道室長の、「質問簡潔に」「質問に移ってください」ってもうこれはね、とにかくそのときでさえ、止まらなかったんですね。ある時私がなぜこれだけねメディアを批判して、そして野党も国会で批判してるのにこの質問妨害だけは止まらないんでしょうか、菅さんこの質問してる横から、質問簡潔にっていうなんかこう妨害行為が飛ぶみたいなそういうことがあったもうこれはもうねここまでやって止まらないってことだねもう絶対止まらないなと私自身も諦めてたんですけど、このときに「いや諦めちゃいけませんと、やっぱりこのような妨害行為とかね、知る権利の弾圧、抑圧する行為を見逃しちゃいけないんだ」と。いうことで当時の新聞労連の委員長南さん、MIC マスコミ労組情報会議のメンバーも携さえてですね、今度は3月14日ホワイトデーの日に官邸前でデモしましょうというふうにデモを立ち上げたんですね。これ市民とか記者私も現役の記者たち総勢800人ぐらい人がね集まりました。

このときのデモも、いわゆる無党派層とか若い学生さんとかそういう方にもぜひ関心を持ってもらえるようなものにしようということで、SEALDsの学生のラップ調のミュージックをね作るのが得意な学生を呼び込みまして、そこで、ラップ調のミュージックで音楽を作ったわけですね。

「FIGHT FOR TRUTH FIGHT FOR TRUTH 質問制限やめろ 質問妨害やめろ 抗議文撤回しようよ フー」みたいなね、楽しいですよ皆さんどんどん来てくださいねって。ぶわーっと。TwitterとかFacebookではね、いろんなお知らせをしていた。そしたらですねこのなんと1年半以上にわたって続いていたね、「質問簡潔に」「質問に移ってください」っていうこの妨害行為、これがなんとですね、デモの前日からピタッと、ピタッと止まったんですね。

でやっぱりこのときに痛感しました。

やっぱり私達メディアっていうのはデビッド・ケイさんたちが指摘してくれたようにね、こういう問題意識を共有しようという妨害行為を狙い打ち方が高いですね政府の主権を文章が来たときに、このことに対してやはりおかしいんじゃないかと。

問題意識を共有した記者たちと会社の垣根を越えて連帯してそして何よりもこのことに対して同じように怒りを持ってくれた方々たちと、やっぱりそのときその瞬間しっかり伝え、連帯して繋がることによって、抗議の声やアクションを起こしていく、これによってやはりなかなかねかは変えられない変わらない政治、政治のやり方っていうのが、少しずつ少しずつね、変わってくるんじゃないかなってことを痛感しました。実は日本ではこの後検察庁法改正法案に抗議するねツイッターでまで笛美さんが30代の広告会社の笛美さんという方が始めたツイッターデモによって、バンバン拡散してこの改正法案が見送りになったり、それから私が非常に生々しく覚えているの

が英語民間試験導入という話では、まさに当事者である高校生や先生、浪人生、それから保護者の方々が大学の先生、それから塾とかね、こういう学校の先生がこういう方たちがもう次々と自ら顔出し実名にいろんな発信をしたり、それからツイッターで発信したり抗議の署名をいっぱい集めたり、それをまた文科省の大臣に持ってったり、文科省の前でみんなでこうやって声を上げてデモしたり、これをガンガンガンガンいろんなメディアが報じて伝えていくことで、結果としてやはり当時ね、もう安倍！強って本当に強かったですけども、なかなか政策変更しないといわゆる安倍！強の中で政策がこの民間試験導入の見送りというのが決まっていくという流れが起きました。そこで、そうですね、今世界の国境な記者の方々そして今回はないと国連特別報告者のあの報告それに関わってくれた市民や早苗さんのような方たち、皆さんの問題しかやっぱり大きく膨らんでくれたことで結果としてやはり政治や知る権利に対してやはり抗うって少しでもやはり民主主義を守っていくんだよってことが続けられたんじゃないかなというふうに思っています。

はい。

そういうことで私からは、本当にありがとうございました。本当で、これで終わりにしたいと思います。

米田：はい望月さんどうもありがとうございました。

非常に報道の現場からの臨場感あふれるお話でまたあの国内と海外で連帯して行動していくこと、それから得られるパワーというものを非常に強く感じるお話でした。どうもありがとうございました。

今回のセミナーでは、官邸報道室からのハラスメント、ジャーナリストに対するハラスメントという事件に海外の人権専門家として関わられた藤田さん、そして報道の現場の当事者としてこう関わられた望月さんお二人をお招きして、お話を伺っているわけですけども、藤田さん、望月さんのご講演の内容を踏まえまして一言いただけますでしょうか。

藤田早苗：はいいつもながらパワフルな望月さんのお話を伺えて嬉しかったです。

そうですね。

いろいろありますけど例えばですよ、この望月さんの話を私がイギリスで仲良くしてる同級生のネパールから来てる人権法律家の友達に言ったんですよ。

今こういうことですごい頑張ってる記者さんが質問妨害を受けてんだって言ったら彼女が笑ってですね。

「そんなのネパールで起きたら記者全員がその部屋から退出して抵抗を示す」と。それぐらいやっぱりメディアは、望月イッシューじゃない、ね自分たちの質問する権利そして報道の危機ということで連帯するべきなんですけど日本でそれが起きてないのはちょっと残念だなと思って見えています。あとですね勧告が出たときにケイさんが2回目日本に来られたのを覚えてますけど、そのときにですね、彼が言ったことは、

「このレポートが来週人権理事会に提出されたら、もう皆さんのものなんですよと。形は政府に向けて書いてるけど勧告は実は私のために書いてくれてるんですよ。それを使って変えていかなきゃいけない。」と。

だからあれをしっかりと読み込んでやっぱりあれを使って変えていかなきゃいけないんだっていうことですよ。そういうことをまた改めて思いました。

あの一言いうことで二言、三言と言ってしまうんですけど。

米田：藤田さんどうもありがとうございました。

私達も今回の報告書を契機に、より大きな輪を作っていければいいなということを考えております。

では最後に閉会の挨拶を、市民運動を担う立場から大垣警察市民監視事件訴訟原告の近藤ゆり子さんをお願いいたします。

近藤さんお願いいたします。

近藤ゆり子：このままご紹介いただきました近藤ゆり子です。

お時間をいただきありがとうございます。

この報告書作成には「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」のメンバーとして関わりました。

2012年の初め。この秘密法というのは、戦時治安立法そのものだと感じて、私たちは会を立ち上げました。

まだ秘密法に関してそれを正面に掲げてという運動団体が少ない中で、2013年秋の臨時国会に上程されるということがはっきりしてから、うちの会のブログに1日数万件というアクセスがあったりして。それなりにその大きな反対運動を作っていくことに寄与できたのかなと思っています。

この秘密法反対運動の過程で、藤田早苗さんが特定秘密法法案の英訳、これをしてくれて国際社会に紹介する。そして、国連人権理事会の特別報告者からコメントがでる。そんなかたちで聞くことで国際人権法とか、そういったものについて少し身近に感じるようになりました。

しかし、大きな反対運動にも関わらず、特定秘密保護法は強行採決され、そしてその後もう当たり前みたいに、とんでもない悪法が国会審議もなく強行採決される。それが常態化しているような事態になってます。

藤田さんがおっしゃったように、日本では自由とか人権とかいうものが十分に定着していない、それがまさに政府に実現を迫っていくんだということが、私達の常識化されていない。そうした中での憲法破壊を平気で進める安倍菅政権の8年間。

なんか本当は当たり前なはずの基本的な自由、これがどんどん侵食されていることと感じています。

そして例えば残念なことですけども、それが長続きしてしまうことによって、市民運動の関係者の中でも、なんとなく自分たちの常識、本当は絶対色合わせにはいけ

ない、人権、自由への常識が歪んできてしまってる、何かそういったものがないのが当たり前というふうになされてきて、異常を異常と感じないような、そんな感覚を慣らされてしまってるんじゃないかという危機感を私は持っています。

日本国憲法 97 条には、この憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果というふうにあるんですけど、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果というのは、国際的には自由権規約として集大成されてると思います。

市民運動を担っている私たち自身を足腰をしっかりと鍛え直すためにも、もう 1 回、国際的な世界に視野を広げて普遍的な人権の観点をしっかり持ちたいと思ってこのレポート作成に参加しました。

私は大垣警察市民監視違憲訴訟の原告です。

大垣警察市民監視事件について詳しくは、「物言う自由を守る会」というホームページを作っていますのでご覧ください。

2015 年春になって、証拠保全手続きで入手した議事録という資料、そこには公安警察の市民運動や住民運動へのおき出しの敵意がそれが載っています。

でもそこまではある意味では想定内でした。

私が驚いたのは 2015 年 6 月になって、参議院内閣委員会でこの問題を取り上げたことがあったわけですけど、そこで答弁に当たった警察庁警備局長が、一般論という言い方をしながらも、こんなことを言ったんです。

「各種事業、風力発電事業とか、道路工事の事業とかについて、公共の安全と秩序の維持の観点から、必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察業務の一環だということでございます」といい切ったことです。

目をつけた市民・住民の個人情報を収集して、その個人情報を勝手に使う。事業者と意見交換に使う、そういったことが、通常の警察業務なんだと開き直ったんですね。一般市民を恫喝したと思いました。

第 2 次安倍政権発足以後、杉田和博官房副長官とか、北村滋国家安全保障局長など公安畑の警察官僚上がり官邸の中樞を占めています。

望月衣塑子さん原作で、シム・ウンギョンさん主演の映画「新聞記者」という映画で内閣情報官としての北村滋氏がモデルなのかなと思う場面が出てきました。とても怖い場面でした。

私はそれを本当にリアリティーを持って受け止めました。

監視されて無言の圧力を受けているのは、高級官僚や著名な学者さんたちではない。各地の公安警察が特定の市民に目をつけて。

監視対象として入手した個人情報を勝手に使っている、それが通常の警察業務なんだと公安警察のトップである警察庁警備局長が堂々というそんなところにまで来てしまってるんです。

監視社会は進行してます。

誰でも目を付けられる可能性あります監視対象になる可能性があります。

自分事なんです。

市民の側は、政府の情報になかなかアクセスできない。

けれども政府は市民を監視し放題。マジックミラーのような社会がすでにできています。

法的根拠なしに公権力を行使して市民を監視する。許されていいはずがありません。

民主国家を標榜する国でこんなことがある。国際常識を大きく逸脱しています。

権力が憲法の縛りを破って暴走するとき、正すのはデモクラシーの力しかありません。

私は選挙の裁判も諦めていませんが、でも選挙にしろ裁判にしろ正論の大きなうねりがあってこそです。

私は長年世論を作り出すのは運動だ。市民運動、住民運動、労働運動などの戦いだと思ってやってきました。

全国各地の運動を展開し広範な世論を作り出す、それが一人一人の市民の責任だと私は考えています。

これまで国連人権機関に積極的に働きかけをされてきた方々、たくさんの勧告を勝ち取っています。藤田さんも頑張って勧告を勝ち取っています。

でも、日本政府は多くは無視、サボタージュしています。

日本社会に国際機関からの勧告というものの重さが十分に認識されていない。

だから平気で政府はサボタージュするんだと思います。

今回の自由権規約委員会日本政府審査で良い勧告を勝ち取ることと並んでその勧告の実現を迫る。そうした力を私たち市民が蓄えたいと思っています。

日本の自由と人権は崖っぷちです。

その現状を打開していくためにも、市民が意識的に国際人権法の基準を学んで、国連人権機関を使っていく。勧告に注目して出された勧告をちゃんと実現させていく。

そうした戦いを市民運動の一つの柱として根付かせたいと私は願ってます。

視聴者の皆さん、どうか周りの方々に、この NCFOJ 報告書を広げてください。

そして、国際的な人権の基準で日本の人権の現状を見直し糾していくという、広汎な世論を巻き起こしていきましょう。ともに頑張りましょう。

ありがとうございます。

米田：はい。近藤さんどうもありがとうございました。結局勧告を使っていくのは私達一般市民・市民団体であるという、非常に力強いメッセージを最後にいただいたと思います。どうもありがとうございました。

最後になりますけれども私の方から2点お知らせがあります。

画面共有いたしますので少々お待ちください。今出ましたね。

本日は以前セミナーでご紹介した私たちの報告書なんですけれども、NCFOJ のサイトに掲載されておりますのでご関心のある方はぜひご一読ください。

なお本日取り上げた事例2件ですけれども、望月記者を取り上げた事例についてジャーナリストへのハラスメントの事例は私達の報告書の第1部12ページから13ページ

ジに掲載されております。

また大垣警察市民監視事件については報告者第二部 8 ページから 9 ページに掲載されております。

また冒頭にご案内しましたが連続セミナー第 2 回目は「誰でも使える国際人権法」と題しまして、来年 2 月 12 日金曜日 19 時より開催する予定です。

今回の第 1 回目ではまず報告書を提出したことを皆さんにご報告してぜひ一緒に報告書を使って日本の現状を変えていきましょう。変革の気運を高めていきましょうという趣旨で開催しておりますが、第二回目は具体的にどのように国連の勧告を使っていったらいいのかということをも事例を交えて、ご紹介していきたいと思っております。今回はですね私達のオンラインセミナーの開催の経験があまりございませんで、インターアクティブなセッションにはならなかったんですけれども、次回のセミナーまでにはもうちょっと皆さんの質疑応答等交えた形で開催できるように勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

第 2 回目のセミナーの登壇者、配信方法は後日こちらのサイトからご案内いたします。ぜひご参加ください。

本日のご感想ご意見ご質問は NCFOJ のサイトの問い合わせフォームにお寄せいただけますと幸いです。

第二回目のセミナーの内容、内容についてもいただいたご意見等フィードバック等を踏まえてこれから作っていききたいと思っております。

こちらの QR サイトからも NCFOJ のサイトにアクセスできますし、もしも見つからないようになりましたは NCFOJ で検索かけていただきますと出てくるかと思っております。以上となります。

本日は皆様ご視聴いただきましてどうもありがとうございました。

ぜひ次回もよろしくお願いいたします。